

令和7年10月30日付、羽生発第1768号にて、諮問のあったことについて、羽村市社会教育委員の設置に関する条例（昭和47年条例第6号）の第2条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

令和8年3月25日

羽村市教育委員会
教育長 儘田文雄 様

羽村市社会教育委員の会議

議長	川津	紘順
副議長	江上	真一
委員	刀禰	俊明
委員	成瀬	和子
委員	本田	文栄
委員	石川	千寿
委員	渡邊	智美
委員	清水	雅俊
委員	荻原	稔

第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画
策定に向けた羽村市の生涯学習における現状と
課題（発展）について

答申

令和8年3月

羽村市社会教育委員の会議

目次

1	はじめに.....	- 3 -
2	現状と課題及び今後の発展・充実に向けた意見.....	- 4 -
	基本施策1「子どもたちの育成」.....	- 3 -
	基本施策2「地域資源の活用」.....	- 5 -
	基本施策3「多様な学習の展開」.....	- 7 -
	基本施策4「生涯学習の支援」.....	- 9 -
3	おわりに.....	- 11 -
4	参考資料.....	- 12 -
	審議経過（諮問・答申関係）.....	- 12 -
	羽村市社会教育委員の会議名簿.....	- 13 -
	諮問文㊦.....	- 14 -

1 はじめに

「生涯学習」は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、学校教育や家庭教育、文化活動、スポーツ活動、趣味など様々な場や機会において生涯を通じて行う学習である。また、多様な人々と出会い、教養を高め、自己実現を図るための学習は、人生 100 年時代において、生涯を通じたウェルビーイング¹の実現につながる重要な意義を有するものである。

教育基本法第 3 条には、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されている。

また、令和 6 年 6 月に取りまとめられた第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理においては、“学校教育における学びの多様化とともに、社会人が自らの知識やスキルをアップデートする学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている”ことや、“ウェルビーイングの実現のために、リカレント教育や生涯学習を一層身近なものとして、いつでも学習にアクセスできる環境を整えることで、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続けることができる社会が目指すべき姿である”と示され、生涯学習・社会教育をめぐる現状課題として、「社会包摂の実現」「リカレント教育」「デジタル社会への対応」「デジタルデバイドの解消」「地域とのつながり」「社会教育人材のあり方」「ウェルビーイングの実現」がキーワードとして挙げられている。

羽村市では、「人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び」を基本理念とし、令和 4 年度から令和 13 年度を計画期間とする第二次羽村市生涯学習基本計画を策定し、市民一人一人の生涯学習を推進するために、様々な環境整備や施策に取り組んでいる。

羽村市社会教育委員の会議は、令和 7 年 10 月に教育委員会より、令和 8 年度末で第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画が終了することから、「第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定に向けた羽村市の生涯学習に対する意見聴取」について、諮問を受けた。そこで、令和 7 年 10 月から令和 8 年 2 月まで 4 回にわたり、「第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画 令和 4 年度～令和 6 年度実施事業計画実績・評価」を参考に意見交換を重ね、羽村市の生涯学習に関する現状や課題、今後の発展・充実に向けた意見を基本施策ごとにまとめたので提出する。

人生 100 年時代において、生涯学習の重要性はさらなる高まりを見せており、あらゆる人・あらゆる学習に対応をしていく必要がある。第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画の策定にあたり、本答申を参考にされることを期待する。

¹ウェルビーイング (Well-being)：心身だけでなく、社会的にも満たされた幸福な状態のこと。

2 現状、課題及び今後の発展・充実に向けた意見

現代は、少子高齢化が進む長寿社会であり、デジタル社会であり、また、多文化共生社会である。市民一人一人の生涯学習における多様化するニーズを適切に把握し、羽村市における生涯学習のさらなる発展・充実に図るため、第二次生涯学習基本計画・前期基本計画の柱となる基本施策ごとに羽村市の現状と課題を整理し意見をまとめた。

■基本施策Ⅰ「子どもたちの育成」

(1) 現状と課題

昨今の教育現場等においては、少子高齢化により、児童・生徒数は減少傾向である一方、特別な配慮が必要な子供の率は増加している実情²があり、これは羽村市においても同様である。

子供たちの育成に欠かせない「家庭教育」における現状としては、保護者の多くが共働きで他の子供や保護者との交流機会が少なく、子供の発達上の特徴や課題に気付いていないといった問題がある。保護者によっては相談や情報交換を行う同世代の知り合いがおらず、孤立してしまっていることも課題として考えられる。

また、育成支援のために、市では様々な講座やイベント、相談会等を企画しているが、行政への相談には心理的ハードルが存在し、事業への参加をためらう保護者が存在することも課題として挙げられる。講座やイベントに意識を持って参加をしている保護者は一部であり、講座等に参加できない(参加しない)保護者こそ、子供の発達上の特徴に気付かず、子育てや家庭での教育に苦慮していることも考えられる。そのような保護者に対して、基本方針1に掲げられた理念「誰一人取り残さない学び」を実現するためには、講座等の内容や相談事例に、容易にアクセス可能な仕組みを構築することなどが求められていると想定される。

子供の発達や学びをつなげるため、「幼・保・小の連携」として「羽村市の架け橋期のカリキュラム」が作られ、実施されている。子供にも保護者にとっても、保育園・幼稚園から小学校への接続をスムーズに行うことは大切なことである。保育園・幼稚園の職員による学校訪問など、就学後の子供たちの育成状況等についての共有ができるようになったことは良い取組であり、高く評価できる。

²標本児童生徒数 88,516 人(小学校:35,963 人、中学校:17,988 人、高等学校:34,565 人)のうち、回答が得られた 74,919 人について、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合:平成 24 年に行った調査では、小学校・中学校においては推定値 6.5%であったが、令和 4 年の調査では推定値 8.8%。なお、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる基準には達していないが、基準近くに分布している児童生徒も一定いる。(「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和 4 年)について」文部科学省より)

しかし、現代の教育システムによる余裕時間が不足しているといった課題もあり、スタートカリキュラムが浸透し、十分に実践されているとは言い難く、取組をさらに充実させることが望まれる。

また、子供たちの育成をより豊かにするためには、市内小・中学校のPTAや町内会など、地域の関わりが欠かせないが、共働き世帯が増加し、家庭での地域活動に参加できる時間が減少している中、既存組織への加入者が低下し、地域の活動が縮小している現状がある。一方、市内全校にコミュニティ・スクールが導入され、学校と地域がつながることが期待されるが、その活動がどのように教育や授業等に反映されるのか、教員や地域の人に広まっていないことも懸念として挙げられる。

現代では、放課後子ども教室や学童クラブなど、子供たちの放課後の過ごし方も多様化している。羽村市社会教育委員の会議では、令和5年度に教育委員会からの諮問を受け、「羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性」を答申したが、放課後子ども教室は、安全で安心できる安定的な運営体制が求められている。さらに、国からは、放課後子ども教室と学童クラブの一体的運営が望ましいと示されている。³しかし、学校施設の統廃合が進む中、特別な配慮が必要な子供の増加により、特別支援学級の教室がさらに必要となることが想定され、放課後子ども教室を実施する教室の不足については懸念がある。

(2) 今後の発展・充実に向けた意見

① 必要な情報を得られる環境の構築

- 保護者が日常的に利用するスマートフォンやSNS等の活用により、アクセスが容易な相談体制や講座のアーカイブ配信等の情報発信環境の構築を促進しつつ、こども家庭センターにおける健診時の相談体制など、ほとんどの保護者が利用する機会を有効に活用するなど、全ての人が必要な情報を受け取れる方法を、多岐に渡り設定をすることが大切である。
- 保護者にとって身近な存在であり、子供と関わる専門職である保育園や幼稚園の保育士、学校の教員等の協力を得て、家庭教育等に関する情報を発信するなど情報の届け方について検討する。保育士や学校の教員にとって魅力的で有益と感じる事業を立案することが必要である。
- 「幼・保・小の連携」の取組として実施された、保育園・幼稚園教員による学校訪問のような、保育園・幼稚園から小学校に接続する際のギャップを低くし、就学直後に子供たちがスムーズに小学校生活を送ることができるようフォローする取組は、今後も実施が望まれる。また、子供たちの育成支援に繋がる「羽村市の架け橋期のカリキュラム」の実践的な取組が重要である。

³「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末に終了したが、令和7年12月には、こども家庭庁と文部科学省が連携し、「放課後児童対策パッケージ2026」が策定された。

②生活の変化や多様化するニーズに対応した保護者同士や地域との交流機会の創出

- 市の事業に心理的ハードルを感じている保護者に対し、堅苦しさを感ぜさせないテーマやネーミングを設定して企画する等の工夫が大切である。また、親子の交流の場づくりなど、参加のハードルが低い事業から始めるなど、段階的に専門家や市への相談体制に繋ぐ仕組みづくりを行っていけると良い。子供の成長や育成に関する悩みやニーズは、多様化しており、様々なニーズを汲んだ事業を実施する必要がある。
- 生活スタイルの変化や負担の偏り等による担い手不足などPTA活動が縮小傾向にある中、コミュニティ・スクールが、学校と地域と家庭を繋ぐ核として活動していけるよう、コミュニティ・スクールの活動内容を理解する機会を増やしていけるとよい。また、コミュニティ・スクールの活動だけでなく、子供たちの育成に関し、熱心に活動している地域の人たちの取組も参考事例とし、他に活用される仕組みづくりが望まれる。さらに、地域の特長を生かした教育を推進するためにも、学校現場や地域の人々の理解と協力が求められる。

③育成支援充実のための関係機関との連携

- 組織の統合により、こども家庭センターにおいて母子保健と子育て相談が一体的に実施できる体制となったことは高く評価できる。関係機関との円滑な連携がさらに求められる。
- 放課後子ども教室において、安全で安心できる安定的な運営体制のために、民間業者による学童クラブとの一体的運営の検討および検証を行うことが期待される。また、実施する教室の不足問題については、学校の理解と協力の下、各校と調整のうえで、実施場所を確保する必要がある。

■基本施策2「地域資源の活用」

(1)現状と課題

大人が自らの知識やスキルを学び直すリカレント教育や、ウェルビーイングの実現を図るための自己学習は、生涯学習において重要なものと考えられる。

リカレント教育やウェルビーイングの実現のための自己学習には、多様な人々との出会うや繋がりが欠かせず、そのためには、文化や人材、企業等の地域資源の活用が求められる。特に様々な知識やスキルを持った地域人材に関しては、学ぶ意欲を支え、学びを次につなげていく循環型生涯学習社会の構築のためにも重要な要素となっている。

羽村市では、市内企業と連携した学習事業を展開しており、生涯学習の観点から、大人向けの社会体験事業として有効である一方、学校教育の場では見学会や講座のみに留まっており、さらなる充実を期待する。

地域人材の活用に関しては、“人材バンク”の制度はあるが、主に、活動内容や指導者の情報が少ない状態で、個人に指導等を求めるハードルの高さによる、制度活用の低さが課題として挙げられる。さらに、人材自体も固定化しており、新たな人材の発掘が進んでいない。循環型生涯学習社会を実現するためにも、人材バンクの制度については喫緊に再考する必要があると言える。また、社会教育関係団体や青少年団体等への支援や補助金交付については、活動内容を評価した上で支援することが必要である。

学校と地域を繋ぐ立場として、学校支援地域本部のコーディネーターの配置、さらには令和6年度に各小・中学校へ活動推進員が配置されたことは高く評価できる一方、活動推進員は各校に1人のみの配置であるため、今後、活動推進員の充実も期待したい。

地域文化を保存し伝える郷土博物館においては、展示内容は優れている一方、令和4年度から令和6年度にかけて入館者数が減少している現状がある。

今後、地域の様々な課題を解決するために、社会教育士が中核を担い地域で活躍することが期待される。現在、市では、社会教育士の称号や生涯学習コーディネーターの資格取得について、市民に向けた周知活動を行っている。

(2) 今後の発展・充実に向けた意見

①市内企業等と協力した社会体験事業及び、地域人材が活躍できる場の充実

- 企業が実施する講座や見学会の実施内容、実績等の情報を整理し、学校や行政等で参照できるような仕組みを構築することで、地域の特性を生かした学びの機会を創出できると考えられる。また、講座や見学会に留まらず、学校と地域企業が協働し、企業の技術等を活用した教育支援プログラムを開発することができれば、子供たちの知識や好奇心の向上に繋がり、教育的側面からも生涯学習的側面からも羽村市や各学校の特色を生かした事業となり、有意義であると考えられる。そのためにも、企業と学校、行政の媒介機能の強化が必要である。
- “人材バンク”に関しては、スキルを持った「人」を紹介するのではなく、何ができるかという「コンテンツ」に着目し、市民が学びたい内容から適した地域人材にたどり着けるような「コンテンツバンク」へと制度を再検討し、さらには、マッチングの仕組みを再構築することが重要である。また、人材に関しても、より気軽に自身の知識やスキルを、他に役立てられるよう、「指導者」ではなく「協力者」として登録することで、新たな人材の発掘にも繋がれると良い。
- 学校支援地域本部において、各校の活動推進員が増えることにより、それぞれの得意分野を生かし、補い合って活動することに繋がり、活動範囲や内容の拡充も期待できるため、活動推進員の充実について検討すると良い。
- 「羽村市史 資料編 近現代」（市史編さん室、令和7年6月刊行）に合わせて、資料にも取り上げられた団体から地域について聞く講座等を企画するなど、地域の人材が活躍し、市民への学びを提供する企画を行うなどしても良いと考える。

②地域の伝統文化の保存及び継承の拡充

- 季節の展示は、子供から大人まで親しみが持てる内容であるため、施設の来館者の増加に繋がると期待できる。同じ展示内容であっても、毎年実施し、定着することが望まれる。また、市内の保育園・幼稚園等と連携した展示事業を実施することで、普段、郷土博物館を利用をしない人に関心を持たせることができ、来館の機会をつくることに繋がる。さらには、展示事業に子供が関わられるような仕組みづくりを構築できると、市民の伝統文化に対する意識を高めることに繋がり、より良いと考える。
- 羽村市には、多くの市民に知られていない無形文化財や無形文化保持者が存在している。身近にある無形文化財や無形文化財保持者に関する事業を行うことで、市民が地域に対する親しみを深め、地域コミュニティや生きがいを醸成するなど、さらなる学びに発展させることもできる。また、無形文化財保持者にとっても、市民との関わりを通じて、自身の成長やウェルビーイングに繋がることも期待される。
- かつて行われていた玉川上水に関する音楽劇のように、市民をはじめ、他自治体の人たちにも、玉川上水や多摩川等の魅力を伝えられる機会をつくるのが大切である。

③職員の専門性向上と組織的基盤の強化

- 市の職員が、社会教育士等、地域で活躍する人材と共に地域課題に向き合えるよう、生涯学習や社会教育に関する職員研修を実施し、生涯学習や社会教育について学ぶ機会をつくり出すこと、さらには、組織全体での専門性を向上させることが期待される。

■基本施策3「多様な学習の展開」

(1)現状及び課題

生涯学習の推進にあたっては、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、また自由な学びができるよう、個々の関心やニーズにあった学びの機会を創出することが重要である。しかし、少子高齢化や共働き世帯の増加、インターネットやデジタル機器の普及等、現代社会の変化は著しく、合わせて市民の関心やニーズも多様化している現状にある。

生涯学習施設が行う事業に関しては、多くの自治体で指定管理者が企画運営しているところ、羽村市では、生涯学習センターゆとろぎにおいて「ゆとろぎ協働事業運営市民の会」との協働事業があり、市民が事業の企画運営に携わり、市民の知識や経験を取り入れた生涯学習事業を展開することができている。さらには、様々な市民が企画に携わることで、多様な視点で事業が企画され、市民目線での事業等を実施することができていると言える。

スポーツ施設に関しては、近年、夜間や早朝に利用することができ、比較的安価な民間のスポーツ・ジム施設が増えている。スポーツセンターやスイミングセンターでのスポーツプログラムは好評だが、今後、民間施設との競合や、より利用しやすい料金体系なども検討の余地がある。

市民の読書環境の推進については、図書館司書が、学校の図書担当教員と連携することで、子供たちの読書活動の推進につながっている。長く取り組んでいる「読書手帳」も読書の推進に寄与していると捉えられる。

一方、有意義な事業を展開しても、市民に十分に周知されているとは言えず、事業のPR力やSNSを活用した拡散力が不足しており、事業を実施する意味が限定的になるおそれもある。

さらには、生涯学習センターゆとろぎや羽村市図書館、郷土博物館等の施設間の連携について、平和の企画展や絵本原画展・児童文学講演会等、共同事業も多くあるが、連携していることの市民への情報発信は十分ではなく、事業の相乗効果が図られていない点も課題として挙げられる。

基本施策3の理念である“多様な学習”では、障害者や外国人に対する学習及び事業も展開されている。しかし、障害のある人を対象とした事業では、障害当事者よりもボランティアの参加が多い実情があり、関係者の間でも課題と認識されている。

(2) 今後の発展・充実に向けた意見

① SNSや地域メディアの活用等情報発信の工夫、拡散力の強化

- 事業の周知にあたり、SNSでの発信は、若い世代に向けた情報発信として有効である。発信回数を増やしたり、動画で発信など目を引く工夫を行う必要がある。
- 新たに創設された地域のラジオ放送局と連携するなど、多様なメディアを活用して幅広い層に情報を発信できると良い。
- 「ゆとろぎ協働事業運営市民の会」では、時節に応じた社会課題等を把握し、市民の関心に基づいた学習機会の提供をしている。このような活動は生涯学習の観点からも有意義であるため、活動内容等を積極的に広めるとさらに良いと考える。

② 社会教育施設や部署間の連携強化、利用しやすい施設運営

- 社会教育施設間の事業連携については、周知不足が感じられる。「平和の企画展」や「絵本原画展・児童文学講演会」等、共同で実施している事業については、連携していることを知らない市民も多く、事業に繋がりを持たせ、相乗効果を図るためにも、周知を強化することが重要である。
- 社会教育施設は、市民のスポーツ・文化・学習活動の重要な場である。施設の老朽化などの課題は大きいですが、市民の活動を停滞させず、より利用しやすい施設としていくことが求められる。

③多文化共生とインクルーシブ社会⁴の実現

- インクルーシブな社会の実現に向けて、単に事業を“実施している”だけでなく、当事者が“参加しやすい”工夫を図り、あらゆる場面で、生涯学習機会の提供について積極的に示していくことが求められる。例えば、「やさしい日本語」は、外国人だけでなく、障害のある人にも有用であり、案内の際に用いることで、当事者自身で内容について理解を進めることができる。施設の利用においても有効である。
- 昨今の教育現場では、多様な国籍の児童・生徒が増加している現状がある。外国にルーツを持つ児童・生徒やその保護者が孤立をせず、生涯を通じて他者と関わり学び続けていける社会にするためには、教育に携わる大人や身近な地域住民による異文化理解が最も重要であると考えられる。
- 障害のある人の事業参加に繋げるために、放課後デイサービス等の民間事業者との連携も検討し、事業の充実を図ることが期待される。

■基本施策4「生涯学習の支援」

(1)現状及び課題

「生涯学習の支援」にあたり、多岐に渡るニーズに応じるため、多様な事業を展開しているが、働き世代や子育て世代の参加が少ない現状が窺える。生涯学習センターゆとろぎでの事業については、終業後の帰りの通勤時間を考慮すると夜間帯での参加が困難な人もおり、また、土曜日や日曜日に実施する講座等に関しては、働き世代や子育て世代は、家族との時間を優先する傾向があるため、市が実施する事業への参加者層に偏りが生じている実情がある。

また、デジタル社会への対応が求められる現代において、公共施設におけるWi-Fi環境の整備が進んでおらず、市民に対して十分な学習環境を提供できているとは言えないことが喫緊の課題として挙げられる。

また、今後、公共施設等の統廃合が進む際に、施設の一時的な利用が停止した場合などは、市民の学習機会が減少してしまう懸念もある。

市民一人一人の学習に対し、様々な機会と学習の場を提供するためには、事業の内容や情報発信の拡充だけでなく、土台となる施設や設備等の環境整備が重要であり、今後の発展・充実に向けて、柔軟に対応していくことが求められる。

⁴インクルーシブ (Inclusive)：英語で「包括的な」を意味する。

インクルーシブ社会とは、年齢や性別、障害の有無、国籍、宗教等人にかかるあらゆる違い関わらず、全ての人が分け隔てなく受け入れられ、活躍できる社会のこと。

(2) 今後の発展・充実に向けた意見

① 大学や広域連携の促進、デジタルインフラの整備を進め、学習機会の柔軟性を高める。

- 連携協定を締結している大学で市民向けの公開講座を実施しており、市外で勤めている市民にとっても、通勤途中に通うことができる良い学習機会である。一方、講座開催に関しては市民への周知が不足しており、一部の市民にしかその存在が知られていない実情がある。連携大学の実施事業に参加するメリットを打ち出した情報発信の強化、募集方法の見直しなどを検討した方がよいと考える。
- 連携協定を締結している大学だけでなく、他自治体で開講されている講座に気軽に受講ができるよう、広域的な生涯学習連携の体制やネットワークが整備されると、学習の機会が広がり、より充実することに繋がる。
- 生涯学習の質的向上、また、生涯学習機会の平等性確保のためにも、公共施設内でのWi-Fi環境の整備を進めることを期待する。また、オンライン講座の企画を推進することで、市民に対し、フレキシブルな時間で学びを提供することができる。

② 公共施設のあり方の見直しと生涯学習の機会の両立

- 統合や廃止が決まった施設に関しては、代替案を明示し、すべての市民へ不足なく情報提供していくことが大切である。合わせて、公共施設の整理統合により、生涯学習の機会と場が失われないよう、対応していくことも求められる。

③ 新たな財源確保

- 新たな事業を立ち上げ、継続していくためには、行政による財政負担だけでなく、賛同者による資金供給も有効であると考ええる。クラウドファンディングなど、新たな財源確保の方策に取り組むことで、地域の協力を得ることもつながると考えられる。

3 おわりに

第二次羽村市生涯学習基本計画・前期基本計画が令和8年度に終了することから、羽村市の生涯学習における現状及び課題について言及し、今後の発展・充実に向けた意見をここに答申としてまとめた。

目まぐるしく変化する現代において、一人一人の多様化するニーズや生活に応じて、様々な学習の機会を提供することが、生涯学習の推進に求められている。

社会教育委員の会議として、様々な立場で活動している各委員の経験と知見から出されたこの意見が、生涯学習基本計画・後期基本計画策定の参考となり、羽村市のより豊かな生涯学習へ繋がることを期待する。

4 参考資料

審議経過（諮問・答申関係）

開催日	会議等	内容
令和7年 10月30日（木）	諮問	第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定に向けた羽村市の生涯学習に対する意見聴取について
10月30日（木）	第5回社会教育委員の会議	第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画（施策1～施策2）に対する意見聴取
11月13日（木）	第6回社会教育委員の会議	第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画（施策3～施策6）に対する意見聴取
12月17日（水）	第7回社会教育委員の会議	第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画（施策7～施策10）に対する意見聴取
令和8年 2月7日（土）	正副議長、事務局打合せ	最終答申案協議
2月13日（金）	第8回社会教育委員の会議	最終答申案確認、協議
3月25日（水）	答申	答申書を教育長に提出

羽村市社会教育委員の会議名簿

区分	氏名	所属等	備考
学校教育関係者	三浦 利信	羽村市公立小中学校長会	令和7年3月退任
	刀禰 俊明	羽村市公立小中学校長会	令和7年4月就任
社会教育関係者	成瀬 和子	羽村市文化協会	
	本田 文栄	特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会	
	石川 千寿	図書館ボランティア	
家庭教育の 向上活動者	渡邊 智美	社会福祉法人 ココロの会 チューリップ保育園	
	清水 雅俊	羽村市立小・中学校 PTA連合会	
学識経験者	川津 紘順	元公立小学校長 羽村市学校支援地域本部 コーディネーター	
	江上 真一	元東京都職員 (主任社会教育主事)	
	荻原 稔	元都立特別支援学校教員	



羽生生発第 1768 号
令和 7 年 10 月 30 日

羽村市社会教育委員の会議
議長 川津 紘 順 様

羽村市教育委員会
教育長 儘田 文雄

第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定に向けた
羽村市の生涯学習に対する意見聴取について（諮問）

羽村市社会教育委員の設置に関する条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定に向けた、羽村市の生涯学習について、御意見をいただきたく諮問します。

記

諮問理由

羽村市では、市民一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に学べる環境を整えるところに、学んだ成果を地域課題の解決や社会貢献といった主体的な行動として活かしていく、生涯学習社会の実現のため、平成 24 年 3 月策定の「羽村市生涯学習基本計画」に引き続き、令和 4 年度から令和 13 年度までを計画期間とする「第二次羽村市生涯学習基本計画」を定め、「人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び」を羽村市が向かう生涯学習の目標とし、さらなる生涯学習の推進に努めております。

今般、羽村市では、この「第二次羽村市生涯学習基本計画」に基づく、前期基本計画が令和 8 年度末で終了することから、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間を見込んだ「第二次羽村市生涯学習基本計画」の後期基本計画を策定する予定です。つきましては、後期基本計画の策定をするにあたり、より一層発展・充実した計画とするための御意見をいただきたく、ここに諮問するものです。

令和 8 年 3 月

第二次羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定に向けた
羽村市の生涯学習における現状と課題（発展）について（答申）

編集・発行 令和 8 年度 羽村市社会教育委員の会議
事務局 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課生涯学習推進係
〒205-0003 東京都羽村市緑が丘一丁目 11 番地 5
(プリモホールゆとろぎ内)

TEL 042-570-0707 FAX 042-570-6422

E-mail s706000@city.hamura.tokyo.jp